

加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例について

加東市では、このたび、市が締結する請負契約及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的に「加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例」及びその施行規則を制定し、平成27年7月1日に施行、10月1日以後に締結する公契約等（市が締結する工事、製造その他の請負契約及び指定管理協定）について適用されています。

本業務は加東市工事等の契約に係る労働環境の適正化に関する条例（平成27年加東市条例第26号。以下「条例」という。）対象の指定管理協定となりますので、条例の趣旨を十分理解し、当該業務に従事するすべての労働者の労働環境の適正化に努めてください。

（1）指定管理協定において定める事項

協定において定める主な事項は次のとおりです。

- ① 受注者等は、対象指定管理協定に係る業務に従事する労働者等に対し、労働報酬下限額以上の賃金等を支払わなければならないこと。
- ② 受注者は、受注関係者が労働者等に対して支払った賃金等の額が労働報酬下限額を下回ったときは、その差額分の賃金等について、受注者は当該受注関係者と連帯して労働者等に対し支払う義務を負うこと。
- ③ 受注者は、労働者等の氏名、従事する職種、業務に従事した時間、賃金等その他の規則で定める事項を記載した台帳（以下「台帳」という。）を作成し、市長が指定する期日までに市長に報告しなければならないこと。
- ④ 受注者は、次に掲げる事項について記載した書面を、作業所等の労働者等が見やすい場所に掲示し、又は交付することにより、対象となる労働者等に周知すること。
 - ・ 条例が適用される労働者等の範囲
 - ・ 労働報酬下限額
 - ・ 賃金の支払いについて受注者に連帯責任があること。
 - ・ 申出をする場合の申出先
 - ・ 労働者等が申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いを受けないこと。
- ⑤ 受注者等は、申出があった場合は、誠実に対応するとともに、当該労働者等が当該申出をしたことを理由に、解雇、請負契約の解除その他不利益な取扱いをしてはならないこと。
- ⑥ 市長は、労働者等から申出があった場合や条例に定める事項の遵守状況を確認するために必要があると認める場合は、受注者等に対して必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に当該事業所若しくは作業所に立ち入らせ、支払状況その他の必要な事項に関する調査（以下「調査等」という。）を行わせることができること。

- ⑦ 是正措置を命じられた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、その内容を市長に報告しなければならないこと。
- ⑧ 市長は、受注者が立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合や是正措置を講じない場合等は契約を解除できること。
- ⑨ 市長は、公契約等の解除をしたとき、又は公契約等終了後に受注者等が条例の規定に違反したことが判明したときは、当該違反内容その他の規則で定める事項を公表することができること。
- ⑩ 受注者は、公契約等を受注した責任を認識し、関係法令等を遵守することはもとより、公契約等に係る業務に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に努めなければならないこと。

※詳細については、加東市ホームページに掲載の「条例の手引」（57ページから59ページ）をご覧ください。

<http://www.city.kato.lg.jp/jigyoshanyusatsujo/other/1457747746519.html>

（２）労働報酬下限額

条例第6条の規定により平成29年度における対象指定管理協定の労働報酬下限額は加東市告示第15号により860円となっていますので、本業務の対象労働者の労働報酬下限額は860円とします。なお、この労働報酬下限額は、対象指定管理協定の期間中適用されます。

（３）台帳の作成及び報告について

条例別表第3の項に規定の規則等で定める事項は、次に掲げるものとし、加東市労働台帳（指定管理協定用）により、作成するものとします。

- ① 公契約等の件名
- ② 公契約等の履行場所、履行開始日及び履行期限
- ③ 賃金等支払日
- ④ 賃金等計算対象期間
- ⑤ 受注者等の氏名及び事務所の所在地（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地）並びに担当者氏名及び連絡先
- ⑥ 労働者等氏名及び従事職種
- ⑦ 労働報酬下限額
- ⑧ 総労働時間数
- ⑨ 前号のうち公契約等に係る業務に従事した時間数
- ⑩ 労働報酬下限額に規則第12条に規定する算定労働時間数を乗じた基準額
- ⑪ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

なお、台帳は、毎月作成し、指定期日までに提出（一年度につき2回）していただきます。 ※具体的な日程については、協定後に調整します。